

(公開)

第 2 5 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年1月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、
第25回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第3条の規定による許可の取消願について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 非農地証明願について |
| 日程第8 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第9 | 岩沼農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第10 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番 平井 博 2 番 長田 幸浩 3 番 佐藤 勲 5 番 大友 信由
6 番 渡邊 等 7 番 猪股 政一 8 番 郡山 正志 10 番 八卷 文彦
11 番 宮部 淳子 12 番 木皿 清 13 番 菅井 武雄 14 番 吉田 俊美

2、欠席委員

4 番 長田 克美 9 番 菅原 龍也

3、農地利用最適化推進委員

21 番 三品 英樹

4、事務局職員

事務局長事務取扱 新妻 敏幸 主査 小林 真由
主事 佐々木 常行 主事 渡辺 裕子

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第25回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、10番八巻文彦委員、11番宮部淳子委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、1件受理いたしております。内容につきましては、令和元年9月27日に農地法第3条の規定による許可が下りたものの、譲渡人が一部の農地の耕作を継続していたため、その農地についての取消願が出されたものでございます。なお、この後の報告第3号でご説明いたしますが、農地法第5条第1項第7号の規定による届出がござっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、3件受理いたしております。いずれも市街化区域内の農地を転用するもので、整理番号1と2につきましては、一般個人住宅を建築するための使用貸借権の設定でございます。整理番号3につきましては、集合住宅建築のための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、3件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1につきましては、耕作者を変更するため、整理番号2及び3につきましては関連するもので、集会所の駐車場として転用を行うための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の5頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願について、5件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1につきましては

は、平成15年に集合住宅が建設されたため、整理番号2につきましては、平成19年以前から駐車場として利用されたため、整理番号3から5につきましては、農地パトロールの結果を基に本人へ通知を出したもので、山林化し、長年経過しているため、今後も農地としての利用の見込みはない、ということで非農地証明を交付したというものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議長 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ないようですので、報告第5号を終了いたします。

議長 長 日程第8、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。

渡 邊 委 員 議案書の6頁をご覧ください。1月24日(火)に猪股委員、八巻委員、三品推進委員、事務局2名と私で、三色吉字竹倉部70-1の一部、畑の転用について、現地調査をしてきました。位置図をご覧ください。位置図の1頁目が大まかな場所になっています。所有者は●●さんで、面積は4,292.00㎡のうちの635.28㎡です。位置図の70-1のうち、青い線で囲まれている部分です。この部分を転用したいとのことで現地調査をしてきました。申請地の南側の畑も含めて●●さんの所有地で、申請地は家が建っている部分の西側部分と南側の一部分です。これを、●●さんのご主人が代表取締役を務める株式会社●●●●に貸し付けるというものです。申請地の南側の畑は申請地よりも1.5mぐらい高くなっており、雨水は転用する部分に流れ込みますが、西側の青い線の辺りに暗渠排水が入ってしまして、北側に排水路がありますので、ここに排水が流れていくようです。現地を確認したところ、特に問題はないと判断しました。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。以上です。

議長 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議	長	<p>挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>日程第9、議案第2号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。本件は私の自己に関する事項となっているため、議長を交代いたします。</p> <p>(吉田会長と菅井会長職務代理者が交代)</p>
議 (会長職務代理者)	長	<p>それでは、岩沼市農業委員会規程第3条の規定により、私が議長の職務を行います。</p> <p>農業委員の自己に関する事項となっているため、吉田会長は除斥願います。</p> <p>(吉田会長、退席)</p>
議 (会長職務代理者)	長	<p>それでは、事務局から説明願います。</p>
新妻事務局長事務取扱		<p>議案書は7頁から10頁になります。位置図の3頁と4頁、別紙計画平面図をご覧ください。岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更案が示されたので、意見を求めるものでございます。計画変更の目的は、商業施設用地の造成及び商業施設の建設でございます。変更の必要性といたしましては、国土利用計画法の規定に基づいた岩沼市国土利用計画の将来図において、当該用地は宅地化を図る区域とされております。本計画では、宅地について、市民生活の利便性向上にぎわいのある市街地環境の形成に向けた商業活性化による都市活力の維持・向上を基本方向としております。当該地は、幹線道路である仙台岩沼線と二木大通線の交通結節点に位置しており、交通利便性が高く、商業施設等の建設は適当と見込まれております。また、幹線道路により周辺農地とは分断されている環境でございます。なお、当該地におきましては、令和5年度に市街化区域編入を予定しております。以上です。</p>
議 (会長職務代理者)	長	<p>ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>
議 (会長職務代理者)	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、は特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
議	長	<p>挙手全員であります。よって、議案第2号については、そのように決し</p>

(会長職務代理者)	議長	ました。
(会長職務代理者)	議長	<p>それでは、吉田会長の除斥を解きます。</p> <p>(吉田会長、着席)</p> <p>吉田会長に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。それではここで、議長を交代します。</p> <p>(吉田会長と菅井会長職務代理者が交代)</p>
新妻事務局長事務取扱	議長	<p>日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。</p> <p>議案書の11頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが2件、筆数11筆、合計面積6,224.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは1件、筆数1筆、合計面積は2,010.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、1月31日を予定しております。以上でございます。</p>
議長	議長	<p>ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>
議長	議長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画について、は計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	議長	<p>挙手全員であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画について、は計画案のとおりとすることに決しました。</p>
議長	議長	<p>本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第25回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。</p> <p>(一同 礼)</p> <p>午後1時46分閉会</p>

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長）

議長（会長職務代理者）

委員 10番

委員 11番
